

(様式第1号)

平成28年度 第2回芦屋市社会教育委員の会議 会議録

日 時	平成28年7月14日(木) 15:00~16:30
場 所	北館4階 教育委員会室
出席者	議長 安東 由則 副議長 海士 美雪 委員 野村 克彦 委員 村上 健 委員 越野 睦子 委員 谷川 久吉
欠席者	委員 西田 俊一 委員 辻井 秀彦
事務局	社会教育部長 川原 智夏 生涯学習課長 長岡 一美 生涯学習課主査 和泉 健之 生涯学習課管理係 桂樹 良子
会議の公表	■ 公開
傍聴者数	0人

1 会議次第

(1) 開会

(2) 議題

ア 平成28年度兵庫県社会教育委員協議会総会並びに研修会について(報告)

イ 社会教育関係団体の新規登録について

ウ 次年度以降の社会教育関係団体に対する補助のあり方について

エ その他

(3) 閉会

2 提出資料

(1) レジメ

(2) 平成28年度兵庫県社会教育委員協議会総会・研修会資料

(3) 芦屋市社会教育関係団体登録数(平成28年7月14日現在)及び平成28年6月申請団体数【別紙1】

(4) 平成28年度社会教育関係団体登録申請団体一覧(6月申請分)【別紙2】

(5) 芦屋市社会教育関係団体登録申請書要領・書類一式

(6) 次年度以降の社会教育関係団体に対する補助のあり方について【別紙 協議事項】

- (7) 平成28年度近畿地区社会教育研究大会【滋賀大会】要項
- (8) ニュースレターNo. 18

3 審議内容

<安東議長>

議題アの平成28年度兵庫県社会教育委員協議会総会並びに研修会について事務局から報告をお願いいたします。

<事務局：和泉>

平成28年7月13日(水)午後1時30分から神戸市内におきまして平成28年度兵庫県社会教育委員協議会総会が行われ、議案1号から4号までが審議され承認されました。総会后、午後3時から午後4時まで、徳島大学の馬場祐次郎(ばば ゆうじろう)教授を講師に、社会教育が地方創生、まちづくりを起動させる力と可能性をもっているという、『地方創生と社会教育の新たな展開』と題した講演をいただきました。芦屋市からは正副議長と辻井委員、事務局からは長岡課長と私が出席を致しました。

説明は以上であります。

<安東議長>

出席された委員の方から研修会について一言ずつ感想などいただきたいと思います。

私は総会だけの参加でしたので、あまり意見がございません。海士副議長から、お願い致します。

<海士副議長>

パワーポイントで説明をされたのですが、中身が濃くとても良い内容でしたので、その資料が配布されず、聞くだけでは忘れてしまうことが残念でした。

教授のお話は、元々官僚の方なので、そこから今まである意味いろいろなところを経てこられていらっしゃるのでも面白かったです。社会教育委員とのつながりというのが最後、時間足らずになってしまい、まとまりがつかなかったかなとは思いますが、主な内容は地方創生についてのお話で、今関わっていらっしゃる徳島県の地域おこしのお話をされていました。

徳島県では光ファイバーという回線の整備を推進されて、通信環境が整ったおかげで都会に比べてスピードがとても速いのだそうです。なので、IT関連企業が多く進出され、来られた方は、再生した古民家で、都会では味わえない良い環境の中で家族と暮らせていけるということで喜んでいらっしゃる。ITの仕事はとても好きだけれどストレスが溜まって会社には行きたくないという状況だったのが、こちらにきてとても楽しい

と、映像では川につかりながらパソコンで仕事をされている様子が映し出されていました。一つのなんでもない村がITの人を呼んで町おこしになったこと、日本のITの拠点になったことをお話しになられていました。

その近くに、今までよく紹介されていた葉っぱ産業で有名な町があります。つまものという料理に添える花やめずらしい葉っぱを栽培、出荷している。それも全て高齢者が出荷などをパソコンを駆使しているんです。とてももてはやされた時よりも、今は少し衰退しているそうですが、その町の近くということで、徳島ではそういう地域おこしをされているのだと、話としてはとてもおもしろかったです。

では社会教育委員がどう関わっているか、というところまで残念ながら響かなかったのですが、最後は地域おこしの場面でも社会教育委員がきちんと一緒にやるべきだということと、行政の中のバリアフリーも考えて欲しいということをおっしゃっていました。例えば国の行政の中にもそれぞれ管轄の省があつて、なかなか連携が取れないけれど、一つの町の行政でも縦割りで横に連絡が取れないということがあるので、社会教育委員も一緒に協働しながらやっていきたいと思いますというネットワークの話をしていました。ネットワークが必要で、ネットワークがあればいろいろな可能性が広がる。そのネットワークの中の一つとして、社会教育委員も頑張っていたきたいという話だったかなと思います。

<安東議長>

平成28年度兵庫県社会教育委員協議会総会・研修会資料の17ページにこれからの社会教育委員のしごとという形でまとめてくださっていますが、芦屋市ができることのヒントになるかなと思います。

<海士副議長>

最後にあるファシリテーション能力というのは、全ての社会教育主事にもっていて欲しいということは、盛んに言われておられました。

<安東議長>

事務局はいかがでしょうか？

<事務局：長岡>

私的には為になる、良いお話だったなと思いました。海士副議長がおっしゃっていたように、パワーポイントの資料がなかったことと、講師の方が時間を勘違いされていて、事務局側では16時までの予定でしたが、講師の方が16時半だと思っていたので30分の差があり、最後は駆け足になってまとめの部分が飛んでしまったようです。それまでのところはとても良いお話でして、社会教育と生涯学習の違い

から始まって、社会教育行政は衰退していくのは致し方がないかもしれませんが、社会教育はなくなることはありませんから、皆さんには頑張っていたきたいということをおっしゃっていました。先程もお話がありましたが、社会教育委員の皆さんには自分の立ち位置というものをしっかりと見極めていただいて、周りを広く見渡して、市の社会教育の為に自分には何ができるか、ということをご各個人の立ち位置で考えていただきたいということでした。そしてできることを、人と人とのつながりの中で積極的にやっていていただきたいというようなことをおっしゃっていたのかなと思いました。

いろいろな事例をご存知なようで、本当ならばたくさん事例をご紹介して下さる予定だったかもしれませんが、それらがなくなってしまったことがとても残念でしたが、そんなこともできるのかと、社会教育の可能性を感じたお話でした。

<事務局：和泉>

私も話は重なりますが、先生がおっしゃられていましたのは、社会教育と生涯学習は違う、生涯学習というのは個人が行うものであって、社会教育というのは目的と意図をもって行うということです。海士副議長のお話にもありました、過疎の地域の町づくりに、実は社会教育が最初に理念をもって働きかけているということが印象に残りました。以上でございます。

<安東議長>

今の説明、感想に何かご意見はございますでしょうか。

— 意見なし —

なければ次、議題イの社会教育関係団体の新規登録について事務局から説明をお願いします。

<事務局：和泉>

芦屋市社会教育関係団体は3年ごとの基準年に（一斉更新）の登録を行っています。昨年度27年度がその基準年でありました。その後でも、登録申請要領に基づき、年に2回、6月期と12月期に追加の申請を受け付けております。資料1頁の横長の表を用いて、現在の社会教育関係団体数についてのご説明をいたします。右から二つめの列に平成28年の6月の申請数がございます。今回は1団体のみです。一つ左が平成28年7月14日現在、これが一番新しい芦屋市の社会教育関係団体の数であります。今、現在は全部で315団体が登録されております。

次の資料をご覧くださいまして、6月期に申請のありました1団体についてご説明を致します。団体名は「サニーカフェ」、これは芦屋川カレッジ32期会のことです。会員

総数は103名、内市内在住が101名ということになります。会費については年額3千円。活動の内容、頻度、場所については資料の通りでございます。会の目的としましては、会員の生きがいの創造と生涯学習活動を推進し、会員相互の親睦を図って、地域との交流に努めることを目的とされております。地域還元活動の内容としましては、19の同好会が発足してそれぞれに活動を行っておられる。こうした活動を全体の広報誌「サニーカフェだより」やブログなどで紹介されておられる。その成果として、会員相互の親睦を深め、健康増進と知識の向上を目指し、学習する喜びを感じることができました、と申請がございました。

団体の登録につきましては、来月の教育委員の会議で諮っていただき承認された団体に対し、承認書を交付することとなります。教育委員の会議に提出するにあたり、この申請団体について皆様のご意見をいただきたいと思っております。

<安東議長>

事務局の説明が終わりましたので、このサニーカフェについてご質問・ご意見がございましたら、お願い致します。

<海士副議長>

芦屋川カレッジを32期に卒業された方の中で、103名がサニーカフェという団体を作られて、その中に同好会があるんですか。

<事務局：和泉>

そういうことです。

<野村委員>

サニーカフェという名前は珍しいのですが、要は芦屋川カレッジ32期の会ですね。私が芦屋川カレッジの会長になって、社会教育委員の活動については直接説明をしましたので、他の期よりは認識はあると思います。実はリードあしやでも同じような申請をしまして、苦戦をしているらしいのですが、社会貢献といった活動をまだ行っていないのですね。ですから、これからそういった活動を具体的にやっ払いこうと、会の中で話がだいたい出てきているようです。

芦屋川カレッジでは1期からずっと卒業生が出ておまして、同じような活動を繰り返ししています。各期が持っている同好会の活動を全部合わせますと170くらいあります。全体で学友会という団体を作っていますが、総勢850人ほどおられます。それから明日の元気会というのがあって、多目的ホールなど大きな会場を二つ借りまして、300人くらいが集まって元気に余生を過ごそうじゃないかという会があります。これほど大きな会があって、何か社会貢献ができないだろうかとも私も考えています。

6月に、スペシャルオリンピックという知的障がいのある方のオリンピックのようなものがあるのですが、その名誉会長が細川佳代子さんという細川護熙さんの奥様でして、その方の講演会を行いました。その団体と組んで、学友会として何か社会教育活動ができないかと話をさせていただきましたが、簡単には進行はしていません。例えば、知的障がいの方にテニスを教えてほしいという機会がありましたらその時はお願いしますと、あちらもボランティア活動のためにゴルフ大会を開催しているので参加をお願いしますという話はあるのですが、もう少し実際的なことができないかと話をしている状況です。ですので、修了期ごとに個々のボランティア活動を行っているのですが、それを学友会としてもっと大きな活動をやりたいと考えています。

<海士副議長>

登録団体としては期ごとに登録しているのですか。

<野村委員>

学友会としての会議や活動がありますので、学友会としても登録しています。

<海士副議長>

それは学友会を動かしている人たちのために、例えば集まって会議をしたり、さまざまな企画運営をしたりするためのものですね。そして各期でも団体登録をされているんですね。

<野村委員>

全部を学友会でするのは大変なことになります。学友会では年会費2千円以外、一切お金はもらっていませんので、それで各委員はボランティアで活動を行っています。これも大変な作業です。しかしそれだけ芦屋の中で元気な年寄りが集まって活動しているだけでも意味のあることだと考えています。

<安東議長>

確認ですが、この団体には誰でも入会ができるんですね。

<野村委員>

できます。

<安東議長>

施設を借りる時は、同好会単位で借りるのですか。

<野村委員>

そうですね。申請時は団体の名前で借ります。

<海士副議長>

借りるグループは、数的にはすごくたくさんありますね。

<越野委員>

一つの期ごとに登録しておかないと、施設を借りる時に大変ということでしょうか。

<野村委員>

大変というか、個々の具体的な活動についてはコントロールできませんので。

<越野委員>

登録団体として芦屋川カレッジさんがたくさんありますので、全体で一つとしてまとめることはできないのでしょうか。今後も每期卒業生が出られて、団体を作られたら、社会教育関係団体が芦屋川カレッジばかりになってしまわないのかなと思います。

<野村委員>

それだけのメンバーがいて、それだけ使わせてもらうと同時に元気に活動をしているということは非常に意味があることだと思います。西宮市にも神戸市にもないので、これは素晴らしい活動だと思います。行政の芦屋市が中心となってカレッジを作ってもらって、各期で活動をして、全体として学友会というものがあって今動いている。そういうものは他にありません。行政として、もっと良い活用の仕方があるのではないかなと思います。芦屋市にこれだけバランス良く地域に散らばって、ボランティアとして活動しているところはないと思います。僕自身もそういうことをやっていきたいと、盛んに話はしています。

<越野委員>

これだけ大きな団体で、これからも每期増えていかれるのであれば、また別の組織として登録されるのでしょうか。

<野村委員>

そうなるかもしれませんね、現実として。今まではただ年寄りが集まって、内部でこういうことを言っていただけですが、もう少し若い人たちが入ってきていますから、もっと芦屋市の高齢者として外部に意見を言ったらいけないかということになれば、責任も生じてきますからそういう体制をとらないといけません。

<谷川委員>

たくさんの同好会はどこで活動されるのですか。

<野村委員>

例えばハイキング同好会などは外部で活動していますので、施設を借りなくてもいいという同好会があります。それから、音楽や料理に関する同好会など、たくさん施設を必要としている同好会もあります。ですから、利用数が多いのは間違いがないです。それだけ元気に活動しているということです。

<安東議長>

地域貢献の在り方はこれから考えていただくということで、先程も申しましたが、3期の方だけでなく、入会を希望される方がいらっしゃれば入っていただけるよう開かれた活動をお願いいたします。

他に何かございますでしょうか。

— 意見なし —

よろしければ、6月申請のこの1団体につきまして、社会教育委員の会議では社会教育関係団体として認めるということで異議はございませんでしょうか。

— 異議なし —

では、この団体につきましては適当であると承認いたしまして、8月の教育委員会にかけるということにいたします。よろしくをお願いいたします。

次に議題ウ「次年度以降の社会教育関係団体に対する補助のあり方について」、事務局から説明をお願いいたします。

<事務局：和泉>

次年度以降の社会教育関係団体に対する補助のあり方について、資料をご覧ください。現在は22団体に対して合計で520万円の補助をしております。これは第1回の会議の折に、具体的な団体名と金額をお示しして、これでよいですかということをお諮りさせていただきました。その時にもいろいろな意見が出まして、現在の方式でよいのか、固定した団体に対して一定額を補助するやり方でよいのかという意見も少なからず出ていたと記憶しております。その時に生涯学習課長の方から、従来から公募提案型の補助金制度への移行を考えているということで、具体的には以下のことを考えております。これはこういう方式で切り替えるという決定事項ではなしに、何もないところでは協議

ができないと考えまして、事務局から叩き台として書かせていただいたものです。

団体やグループに具体的な事業の企画書を提案してもらい、適当と判断するものには、最高額20万円を補助する。どのような企画書を求めているかと申しますと、芦屋市の歴史や文化、自然を学ぶ講座、フィールドワーク、市にゆかりの人物やテーマによる講演会、シンポジウム、ワークショップなど。市内の地域活動に取り組む人材の育成に関わるセミナー、あるいは、既成の団体でも自らの活動を上記の趣旨で展開したイベントなどを想定しております。

要件としましては、社会教育法第23条に定める禁止事項、営利、特定の政党の利害、特定の宗教の利害に関わるものでないこと。それから広く市民を対象としたものであること、それから、原則市内の公共施設を利用すること。審査につきましてはこの社会教育委員の会議で行ってはどうかと考えております。概略の説明は以上でございます。

<安東議長>

だいぶ大きな変化ですね。今まで22団体、コミスクや人権、茶道や書道といった団体に交付されておりましたが、そういったやり方から、提案型の補助金制度へ変えていく方向にしていこうとなったようです。この資料をご覧になってご意見・ご質問などございましたら、お願いいたします。

<越野委員>

資料のイに、事業の企画書を提案してもらい、最高額20万円を補助するとありますが、これは一つの事業に対して20万円となるのでしょうか。例えば、1年間に大きな事業を二つするとなると40万円払われるということもあり得るのでしょうか。

<事務局：長岡>

提案の事業にもよるかと思います。限度額20万ということですので、これを、例えば総費用が100万かかる場合でも20万とするのか、総事業の半額で最高20万とするのか、その辺りの決定の仕方はいろいろあると思います。費用が10万ならば総額の半分ということであれば5万円が最高になります。そういった補助金の額の確定方法についても協議しなければいけないことの一つです。資料のアに現在、22団体に対し合計で520万円、それを考え直すと書いていますが、事務局案で言いますとこの中にはコミスクも入っていますし、人権やPTAも入っています。それらをひっくるめて、全てを移行するかというと、そこまでは一度には無理かと思しますので、現在、主に移行の対象として考えているのはコミスクと人権とPTAを除いた、他の文化活動の中で、いつも過去の経緯からとお話をしています団体に対する補助金を想定してしまして、総額としても520万ではございません。コミスクとPTA、人権を除きますと交付額の総額は下がりますので、その範囲でどうかと考えております。

<安東議長>

コミスクなどを除くと、50万程に下がりますね。本当はもっと上げてもらうのが良いのですが、コミスクで280万くらい、人権が120万、PTAが78万ほどです。

<事務局：和泉>

事務局としてはその額は当面維持していきたいと考えております。歴史と地域貢献度から市民に対して開かれている度合ということを考えましたら、現在の額は維持していくべきかと考えております。

<海士副議長>

対象となる合計の団体数はいくつですか。

<事務局：長岡>

10団体です。

<海士副議長>

残りは他の300団体と同じようにするか、ですね。

<事務局：長岡>

今対象としようとしている10団体については、他の社会教育関係登録団体として登録されている大半の団体と活動内容を比べた時に、突出して違うところはないように思います。ですから、継続的にそこだけが毎年補助金をもらうということに不公平があると思いますので、以前から課題としてあったのですが、いつまでも課題のままではいけませんので、この辺りで考えていこうじゃないかというところでございます。

<安東議長>

文化活動事業団体の中に市長が別に定めるものというものが2団体、芦屋交響楽団と芦屋少年少女合唱団、この2団体も対象の中に入っているのでしょうか。

<事務局：長岡>

見直しの方向の中に入っています。

<安東議長>

市長もその方向で大丈夫なのでしょうか。

<事務局：長岡>

直接お伝えしているわけではございませんが、社会教育委員の会議である程度固まってきた段階で市長にもお伺いを立てて、決定事項となるには市長の了解を得る必要があります。

芦屋市としてもいくつか助成をしているものがございまして、直接担当の課にお尋ねしたわけではありませんが、ホームページ等で調べてみましたところ、まず市民センターが「芦屋夢ステージ」というものをやっております。これは舞台芸術を手掛けるというもので、最高額は100万円です。ホール事業ですので継続的なものではなく、ほぼ1回のイベントで、これも提案型で行っています。他に市民活動センターでも事業に対して3万円程度の補助をされています。そちらも提案型で審査を経て、決定されています。

<安東議長>

「芦屋夢ステージ」では半額補助という規定があるのでしょうか。

<事務局：長岡>

ございます。夢ステージでは100万円を限度として、対象経費は事業実施に要する経費です。但し、入場料は抑えた額で有料とし、収益が発生する場合は芦屋市に帰属するということになっていますので、実際にされる方はプラスマイナスゼロという形でやってください、ただ、見に来られる方にも少しは負担してもらってくださいといった形でやっているようです。100万円を計画をされてもよいですし、プラスアルファを自分達で足して行なってもよいですが、収益が生まれたら市に返してくださいという形です。

<村上委員>

補助を受け入れている社会教育関係団体の22団体で一年間、きっちり520万使われているのですか。

<事務局：長岡>

はい。会計報告もいただいています。それほど大きな額ではないので、今対象としている団体につきましては5万円であるとか3万円であるとか、大きなところでも25万円くらいです。

<野村委員>

市長が別に定めるものの中に、前回も言いましたが、少年少女合唱団と芦屋交響楽団が入っていますよね。補助をする時の考え方がある程度きっちりと貫かれていないと、

判断する方がしにくいですね。そう意味で、市長に委ねられているということは、別のイメージ的なものが入っているのでしょうか。少年少女合唱団や芦屋交響楽団から補助を抜いたら活動が変わるのか。しかし、彼らの補助金に対する認識は、ありますね。芦屋市が補助を出しているのだからもっと芦屋の市民のために演奏をしてくださいと言ったら、それは気にされていますね。ですので、そういった団体が芦屋にあって、ある程度金額は別としても芦屋市として補助をしているということと、市民に音楽を提供してほしいというPR。別に芦屋市の交響楽団ではないけれども、芦屋市の交響楽団というイメージは受けますよね。少年少女合唱団も同じく。市長判断の中にはそういう意味もあるのかなと勝手に思ったのですが。例えば、夢ステージに100万をつぎ込むのと、こちらの2団体に50万ずつ補助をするのとどちらに価値があるのかといった時に、どういう判断をするのか。

<谷川委員>

補助金の交付団体の中に将棋の団体とかありますよね。他の社会教育関係団体と変わりが無いのではないかと思います。

<事務局：長岡>

今、対象としようとしている団体に茶華道協会があります。補助金の額は5万円ですが、これを茶華道協会が何に充てているかという、毎年市民センターで芦屋市茶華道展を行っています。その時にお茶の体験会をするなど還元と普及をされていて、その費用の一部とされています。書道協会も公募の書道展をされていますので、その費用に充てていってしまいます。将棋や囲碁に関しても同様に、市民に開かれた大会をされていて、その費用に充てられています。邦舞協会も市民ステージというルナ・ホールで開催するイベントに無料で発表会をされているのですが、その費用に充てています。芦屋交響楽団は市長が別に定めるとありますが、元々は芦屋市民がたくさん入っていて、芦屋市で活動をされていたのですが、芦屋市民の団員が減るとともに、拠点としてルナ・ホールを使用していましたがそこも使いにくいという理由で拠点を移されています。ですが、年に1回はチャリティーコンサートなどを開かれていますし、演奏依頼には協力的に応じていただいています。芦屋少年少女合唱団も芦屋市内の小学校の子ども達を中心に結成されており、補助金だけでなく寄附金なども募って様々な活動をされています。吹奏楽連盟も芦屋市の中学校の吹奏楽部の先生が教えたり、会にもそういった関係の方が入られています。あしや文学同好会についても市民の方が中心になると、皆さん活動されているのですが、他の団体が、同様の活動を私達もするから補助金をくださいと申し出た時に同じように公平ではないと思います。現在補助金を受けていらっしゃる団体も補助金が一旦なくなっても、再度こういう事業をしますと申請していただければ、毎回審査が必要になりますが、内容によっては引き続き補助金を受けていただくことは

可能だと思います。

<海士副議長>

いろいろな経緯や貢献度を考えてということですが、団体は毎年申請をされているのですか。

<事務局：長岡>

申請は毎年していただいています。申請書も報告書もお出しいただいております。

<野村委員>

例えば芦屋市で文化のある程度高いレベル、音楽でいうとオーケストラが聞ける、今芦屋市内でオーケストラは聞けないですね。西宮などとても良いホールができてきていますので、ルナ・ホールの質は落ちていると思います、相対的に。

<事務局：長岡>

設備等が古くなっているとは思いますが。

<野村委員>

演奏者は他の施設で定期演奏会をするようになっています。設備を急に変えることはできませんので、補助金を出してでも、年に1回か2回くらい、できるかぎり市民に演奏を聞かせてほしいというようなことをお願いしてやってもらう。むしろ何かそれぞれの団体の中で方向性を出していかないと判断基準が非常に難しいのではないかと思います。囲碁などずっとあるのですがいつの時代も変わらないと見るのか、今の時代性からいったらここをもう少し強調して頑張ってもらおうじゃないかと、そういうところについて出しましょうと、考え方がまずあって、次に実際のものがないといけないのではないかと思います。もちろんそれぞれの活動の状況はあります。もう一つの判断材料、もつとえば、芦屋市としてどういう活動を市民に期待するのかということがあって、そういう部分も一つの補助としてやりましょうという部分もあれば、判断もしやすくなります。

<事務局：和泉>

ある団体だから故に補助金がもらえるということではなく、何をするかによって補助金を出しましょうという制度への移行です。

<海士副議長>

助成金を出す芦屋市としてはどう考えているのかということですね。社会教育や生涯

教育など市民がどういうふうに文化に貢献してくださるのかということはある程度出さないと、好き勝手な活動でどうぞと言われてこれは違いますと言われるよりは、野村委員がおっしゃったように、芦屋市が何を期待するからこういうお金の出し方にしますという方向性が見えないと、ニーズが分からないと、申請は苦しくなっています。

後の12団体以外は300団体の中に入るのですか。300団体から申請はしてもらっていいのですか。

<事務局：長岡>

10団体のみが対象というわけではございません。全団体が対象です。

<安東議長>

目的に明確な方向性を持たせるのかということも議論になるかと思います。今の例をみますと、いろいろな団体が応募しやすくなるとは思いますが、非常に範囲が広いですね。補助金額も多くはないですから、芦屋市としてこれにもっと力を入れるといった形で考えた方がよいのかということでしょうか。

<野村委員>

考え方ですから額の大小は別として、方向性がきちんと貫かれている。それも毎年こうしてやるかは別ですよ。

<事務局：長岡>

今年のテーマで行うというのも一つかと思います。

<海士副議長>

補助金を申請して下さるならば、先程おっしゃった1年に1回のイベントについて欲しいということになりますよね。

<野村委員>

芦屋市に後援してもらっているんだという対外的なメリットがないのであれば、先方も実質的な補助金だけの評価になっているのでしょうか。

<事務局：和泉>

一定の収入源ということですね。

<越野委員>

子どもが関係することで、野球協会やサッカー協会も芦屋市内で大会をされているの

で、本当ならば補助金を申請して大会を開催したいと思われていたかもしれませんが、今まではそれができなかったのもので、その辺りは公平にさせていただきたいなと思います。

<事務局：長岡>

スポーツ大会はおそらく省かれます。社会教育関係登録団体としてされている以上は、年によって、今年はスポーツや体育をテーマにするということがあるかもしれません。しかし、表にははっきり補助金とは出ませんが、他のところから違う形で出ているということもありますので、その辺りは考慮が必要かと思います。

<海士副議長>

協会関係で別の補助金が出ていることもありますね。なるべくお金の出る仕組みのないところに手を挙げてもらって。おそらく公募すればたくさん来ると思います。今までどうしていたのか、といったクレームに近いものも来るのではないのでしょうか。でも、皆さん公平にして、自分達でやろうという意識を持ってもらうことは良いことだと思います。

<谷川委員>

学校現場でも、例えば文科省の補助などを受ける時には目的があります。学力向上という目的であれば、その為にあなたの市はどういう取り組みを行いますかということを問われます。さらに市の教育委員会は指導はできますが、学校が主体に研究をしているわけですから、学校が企画書を上げていくんですね。大体何人くらいの規模で、何月くらいに研究会を開いてと集約して、目的に至るまでにどういう研究を進めていくのかという経過を2、3枚の用紙にすべて書かなくてはいけないんです。それが通れば、大きな額ではありませんが補助金がもらえる。申請をする方も、最初は駄目元で申請をしたとしても、通れば意識をして行いますから、ただもらえるだけとは違ってきます。同じ3万円をもらっても意識の違いはずいぶん大きいと思います。

<野村委員>

最初に目的というのがあって、そこから具体的に企画が出てくる。

<谷川委員>

そうでないとてんでバラバラになって、まとまりがつかなくなります。例えばスポーツ系であれば体力向上というテーマがあればそれに向かって、こういう企画をもって、こういう大会をして、結果を出していく。そういうことであれば、審査側もその視点で見ますので、割と説得力があって分かりやすくなる。単純性がないと、審査が難しくなるなと思います。

<安東議長>

案としては、年ごとにテーマを決めていくのも一つのあり方ではないかということですね。まんべんなくいろいろな分野に順繰りにということも考えられます。芦屋市としての行ってほしい方向に誘導するのか。

<野村委員>

合致させるといいますか、団体の行っている活動に合致するものがあれば、そういう方向に考えを導いて、その範疇の中で募集をかけるということも可能じゃないかと思えます。

<安東議長>

一番根本的なことの確認ですが、こういう公募制の補助に移行していくことには異議はございませんか。

— 異議なし —

事務局の説明にあった通り、コムスク、PTA、人権については従来通り、他の部分については公募制に移行していく。今申していましたのは目的ですね。絞っていくのかあるいは年毎に変えていくのかということが課題として出ております。今日ここで決めていくのは難しいと思いますが、今後議論していく課題ですね。

<海士副議長>

その際に社会教育の関係団体ですから、社会教育ということ意識していくということをお皆さんにもう少し分かってもらっていくということができたらと思います。社会教育の活動をしているのですよということと、社会教育の活動とはこういうものですよということを明記したものをまず出されるのはどうでしょうか。市民活動やボランティア活動であれば何でもよいというのではなく、社会教育ということをお反対に意識してもらい良い機会かもしれません。

<事務局：長岡>

市民活動センターでも助成金は出されていますから、そことどう違うのか、そういった点を分かるような形で、社会教育というものを皆さんにわかっているような形で出すということが必要かと思えます。

<安東議長>

要件として、収支や活動の報告などが必要となってきますね。

<事務局：長岡>

今、少し緩い形なので、新しくするからにはその辺りも見直して、領収書などを添付の上での報告ということにしていきたいと思っています。

<安東議長>

他に何かございますか。

<海士副議長>

時期的にはいつを考えていらっしゃいますか。

<事務局：長岡>

いつとははっきり決めてはいませんが、今年度の補助金は交付ということになっておりますので、この形での交付は今年度で終えて、早ければ次年度からきちんと協議を重ねた上で始めたいと考えております。

<事務局：和泉>

来年度の概算要求は本年度と同等に上げております。

<安東議長>

次回の社会教育委員の会議でもう一度、事務と私達と意見をまとめて出さしてもらって検討していただくということによろしいでしょうか。

<事務局：和泉>

その際は、会議の時にいきなり資料を見てもらってもまた判断が難しくなると思いますので、第2案ができましたら事前に皆さまのところへお届けするという形にさせていただきますと思います。

<安東議長>

それでまた教育委員に出して、という形になりますでしょうか。

<事務局：長岡>

変更は決裁行為とする形にはなるので、承認をいただくまでには至らないかと思えます。

<安東議長>

目的はどのような方向で行くのか考えて、出させていただきます。あとは詳しい要件な

どを付け加えて第2案として考えて報告するというところでよろしいでしょうか。

— 異議なし —

それでは、(4)のその他について、事務局からお願いします。

<事務局：和泉>

社会教育委員の外部会議について3点お知らせをいたします。阪神南地区社会教育委員協議会第1回役員会、これにつきましては対象が正副議長でありますので、正副議長にお聞きしまして、7月25日に尼崎市役所にご出席をいただくことしております。2つめの近畿地区の社会教育研究大会につきましては皆さまにすでにメール等でお知らせしております。9月9日金曜日に大津市におきまして大会が行われます。今のところ安東議長のご参加を聞いております。次の全国社会教育研究大会千葉大会につきましては、関心をお持ちの方はご案内のパンフレットがございますので、後程お声掛けをしていただけたらと思います。

次回の社会教育委員の会議を10月の13日の木曜日に予定しております。前回の会議の中で例年行っております教育委員との懇談会を会議の前に持つということでお決めにいただきましたけれども、教育委員会事務局の方で調整をしておりましたが、現在、教育委員の方は4名おられますが、内2名の方が10月1日までの任期であるということが分かりました。期数から言いますと、おそらく継続になるのが今までの通例かと思えますが、その去就がはっきりいたしますのがお盆の頃ということですので、我々の意見としましては前回の決定の通り10月13日に教育委員会との懇談会を持つということを前提に、調整をしてみたいと思います。

<安東議長>

時間は会議の前ということですね。

<事務局：和泉>

はい。13時からを予定しております。長い会議になってしまいますが、13時から教育委員会との懇談会。15時から第3回の社会教育委員の会議でございます。

<安東議長>

調整をお願いいたします。

<事務局：長岡>

ただ、申し上げた通り改選をされるということになりますと、就任後すぐということ

になってしまいますので。もしかしたら懇談会は難しくなるかもしれません。今のところ10月13日に行う方向で話は進めるようにはしております。

<海士副議長>

テーマについてはまだですね。継続されて会が開かれることが決まってからでもまた。

<安東議長>

去年は子どもの居場所づくりについてでしたが、何かぜひこれをやりたいというテーマがありましたら、出していただいて、懇談会があるかどうかは調整をしていただいてご連絡をお願いいたします。

他に何かございませんでしょうか。

— 意見なし —

では、以上ですべてが終わりましたので、これで会議は終了いたします。長時間ありがとうございました。